

烏山地域オウム真理教対策住民協議会が催す

リ サ イ ク ル

パザール

4月10日(土) 午前10時

烏山区民センター広場
(雨天の場合は3階集会室で行います)

物品提供をお願いします

新品
いっぱい

9年間活動を続けてきた
住民協議会にご協力
をお願いします。



烏山地域オウム
真理教(現アレフ)
対策住民協議会

オウム真理教対策住民協議会によるリサイクルバザーも、今年で4回目になります。私たちは、オウム真理教の「解散・解体」をめざして続けてきた活動も今年12月で10年を迎えます。

年2回の抗議デモと学習会、毎月発行の協議会ニュース、オウム真理教施設の監視行動、観察処分期間更新と団体規制法存続の署名活動など、良くがんばって来られたと、9年間を振り返っています。これも多くの皆様のご協力と支えにより、続けられたと感謝しております。

続ける事に意義があり、大きな力となることを信じて、これからも活動を続けて行きます。

そのための資金づくりとなるリサイクルバザーです。皆様のご来場をお願いすると共に、物品の寄付もよろしくお願いいたします。

1) 物品受付日時と場所

- ・3月19日(金) 午前10時～12時 烏山総合支所 第一会議室
- ・3月26日(金) 午後5時～8時 烏山区民センター 集会室
- ・4月2日(金) 午前10時～12時 烏山総合支所 第一会議室
- ・4月9日(金) 午前10時～12時 烏山区民センター 集会室

●お問い合わせ：03(3326)6134

2) 受付物品

- ・日用品(石けん、タオル、シーツ、陶器類、乾物類など)
 - ・衣料品(子供服、婦人服、紳士服など新品のもの、あるいはクリーニング済みのもの)
 - ・雑貨(アクセサリ、玩具、ぬいぐるみ、ハンドバッグ、靴、時計など)
- ※物品によってはお受け出来ないものもあります。

「オウム真理教被害者救済法」制定から一年
**国はオウム真理教から賠償金を
取り立てる事はできるか?**

救済法制定への道のり

2008年12月に「オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律」(以下救済法)が施行され、国がオウム真理教被害者・遺族に「給付金」を支払うことになりました。

救済法は、地下鉄サリン事件を始めとして、数々の凶悪な事件を、オウム真理教による国家転覆をねらった悪質な国家テロ事件であると規定し、国がオウム真理教事件被害者・遺族を救済することを目的に制定されました。

腰の重い国を動かし、法律を制定させるには多くの困難がありました。地下鉄サリン事件被害者の会、代表世話人高橋シズエさんを始め、支援する弁護士、知識人の方々の粘り強い長年の運動が、困難を乗り越え、救済法制定に結びついたので考えます。

1998年から2008年までの、救済法制定以前は、破産したオウム真理教の財産を管理する破産管財人が、「破産法」に基づき、オウム真理教被害者・遺族への賠償額38億円の内、約16億円をオウム真理教から取り立て、被害者に支払わせてきました。しかし、オウム真理教被害者・遺族は、破産手続の期限が迫り賠償が途中で打ち切られる事への懸念と共に、加害者であるオウム真理教から、賠償金を受け取ることへの違和感や、賠償金を受け取れることは、オウム真理教が、いつまでも存在すると言う矛盾に悩み苦しんできました。今回の国による救済法制定は、遅きに失した感拭えませんが、オウム真理教被害者・遺族の

悩みや苦しみを、軽減するという点では評価できます。

オウム真理教は国に賠償金を支払っていない?

救済法が制定され、約22億円の「給付金」が、昨年、国からオウム真理教被害者・遺族に支払われていますが、「求償」※という大きな問題が残っています。

本来この救済法制定の過程では、オウム真理教被害者・遺族に支払った「給付金」を、国がオウム真理教に求償することが、大きな焦点の一つでした。それは、国が求償する事でオウム真理教の活動を、財政的にも抑制できる重要な意味を持っているからです。ところが求償についての考え方が、話し合いの途中で曖昧にされてきた経過があります。しかし、制定された救済法第11条には、オウム真理教への「損害賠償請求権の取得」という、国がオウム真理教に22億円を請求できる条文が明確に存在しています。すでに救済法が施行されて1年2ヶ月になりますが、国の対応は、一部報道によると「国はオウム真理教に対する求償は積極的ではない」との声も漏れ聞こえてきます。烏山地域住民は、オウム真理教と対決して今年の12月で10年を迎えます。国が求償を積極的に言うことは、地域住民にとっても大変心強いことです。

オウム真理教の活動を抑制し、地域住民の「安心・安全」を確保し、生命・財産を守ることは、国としての当然の事であり、国の威信を掛けて求償は実行すべきと考えます。

※国が被害者に給付する金額を、オウム真理教に対して請求をおこなうこと。

世田谷区主催 講演会に参加して〔投稿〕

烏山地域オウム真理教対策住民協議会の抗議デモ・学習会に、いつも参加して下さる「オウム真理教家族の会」の代表、永岡弘行さんの講演会が、昨年12月北沢区民会館（北沢タウンホール）でおこなわれました。

息子さんをオウム真理教から奪回するために、会社をやめられ「オウム真理教被害者（現家族）の会」を立ち上げ、教団と命がけの闘いを始められたのです。息子さんを脱会させたあとも、VXガスの後遺症の恐怖と闘いながら信者を脱会させ、社会復帰への支援に尽力されているという前向きな姿勢と、絶対に諦めないという強い

信念に感銘を受けました。

住民協議会の活動も今年12月に10年になり、地域の皆様の大きなご支援により、2回目の「団体規制法」の存続が決定しました。今後も「解散・解体」に向けての活動と共に、信者の脱会と社会復帰への支援の必要性を強く感じています。

オウム真理教事件を知らない若者たちを、危険なカルト集団から守るために、風化を防ぐ活動は継続してゆくことが大事です。それも私たちの活動であります。講師をお引き受け下さった永岡さんのご健康を祈ると共に、心より御礼申し上げます。

地下鉄サリン事件から15年とこれから～井上、新見被告に死刑確定

この3月で地下鉄サリン事件から15年が過ぎる。

昨年の12月10日には井上義浩に対し、今年に入った1月19日には新見智光に対し、最高裁は死刑判決を確定した。新聞では、井上の場合は、かつて帰依した教祖を先頭たって告発する姿や、一審無期と二審死刑の逆転判決時に見せた喜びと諦めの起伏を、青春という未熟さの故で痛ましいと報じた。対極にある新見の場合もまた、宗教的確信を最後まで曲げず、拘置所においてすら連日修行を欠かさない姿勢が、彼の知る唯一の保身方法としか見えず、痛ましいと報じた。

この15年間で私たちは、オウム真理教にかかわる色々の判決を見てきた。上記井上や新見が、両極端の形で生の痛ましさをヒシヒシと感じさせたのに対し、教祖である麻原彰晃こと松本智津夫の場合は、法廷での不規則発言や精神の異常すら疑われる言動で、宗教とは無縁の利己主義、生への執着心をマザマザと見せつけた。裁判自体も、一審判決直前で弁護士全員が解雇されたり、裁判所の控訴趣意書提出指示が引き延ばされたり拒絶されるなど、異様なものになった。結局、2006年9月15日、13事件27人の殺人首謀者として、松本智津夫に対する死刑判決が確定した。

そのほかにも、地下鉄サリン事件の実行犯のうち、自

供扱い等で無期懲役になった林郁夫を除いた広瀬健一、横山真人、豊田亨、林泰男の4人、主な教団幹部の中では、岡崎一明、端本悟、早川紀代秀の3人は死刑判決が確定し、土屋正美、遠藤誠一、中川智正の3人は二審死刑を上告中で、平田信、菊地直子、高橋克也の3人は逃亡中だ。

そして10年前、前年の上祐史浩の出所を機にオウム信者が集団移住してきた烏山地域には、依然、オウム信者が居住し、住民の安心・安全を脅かしたままである。10年、15年という年月を経たこれからは、烏山の安全を取り戻す時期になるように、刑の行方をみんなで見守っていききたい。



新見智光死刑囚



井上義浩死刑囚

住民協議会活動報告

2月7日(日) 中学生のつどいで募金活動
2月9日(火) 事務局会議
2月11日(木) からすやま新年子どもまつりで募金活動
2月18日(木) 住民協議会
2月21日(日) 粕谷区民センターこどもまつりで募金活動
2月22日(月) 住民協議会ニュース93号初校正

2月28日(日) 上北沢区民センターひなまつり子どもまつりで募金活動
3月1日(月) 住民協議会ニュース93号再校正
3月3日(土) 事務局会議
3月6日(土) 若がえり桃まつりで募金活動
3月7日(日) 新樹苑もちつき大会で募金活動
3月8日(月) 住民協議会ニュース93号発行

協議会ホームページアドレス <http://www.kyogikai.jp>

この協議会ニュースは、皆様の募金により発行されています。